

死亡届

に関連するおもな手続き

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	担当係・直通電話番号
----------------------------	-----	-------	------------

亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

保険年金	高 齢	障がい	こども	水 道	その他
A. 国民健康保険に加入している（74歳以下） または世帯員が国民健康保険に加入している世帯主	資格確認書の返還	国民健康保険資格喪失／適用終了 送付先の変更（必要な場合）	故人の資格確認書 委任状（代理の場合）	福祉保健課 保健推進係 0985-77-1114	
	B. 後期高齢者医療制度に加入している（75歳以上） または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している	保険証の返還 送付先の設定 高額療養費等の支給申請（未申請の場合）	故人の保険証		
	A・B 共通	→葬祭を行った場合 →還付金がある場合 →各種認定証を持っている場合	葬祭費の支給申請 振込口座の指定 各種認定証などの返却		・喪主の口座が確認できるもの ・振込口座の確認できるもの ・限度額適用認定証 ・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など
国民年金を受給している	・未支給年金/未支払給付金の請求 ・議員年金・農業者年金の申請 ・死亡の届出 ・遺族年金の申請	・担当係にお尋ねください	町民課 町民係 0985-77-3466		
国民年金（1号）に加入している	・寡婦年金の申請 ・死亡一時金の請求 ・遺族年金の申請	・担当係にお尋ねください			
65歳以上の方 または40歳以上64歳以下で介護保険の資格を有していた方	資格喪失 還付請求 送付先の変更 高額介護サービス費等給付費の申請（該当者のみ）	・被保険者証または資格者証 ・相続人代表者の口座が確認できるもの ・負担割合証 ・負担限度額認定証	福祉保健課 保健推進係 0985-77-1114		
障がいの手帳を持っている	各種手帳の返還等の手続き				
特別児童扶養手当 障害児福祉手当 特別障害者手当 を受給している	資格喪失等の手続き	・担当係にお尋ねください	福祉保健課 福祉・児童家庭係 0985-77-1114		
自立支援医療受給者証（精神通院、更生医療、育成医療）を持っている	受給者証の返還等の手続き				
児童手当 児童扶養手当 を受給している	資格喪失等の手続き		※精神の手帳、自立支援医療（精神通院）のみ 福祉保健課 健康増進係（健康センター） 0985-77-0195		
ひとり親家庭医療費受給資格証を持っている	資格者証の返還等の手続き	・担当係にお尋ねください			
未熟児養育医療券を持っている	医療券の返還等の手続き				
保育園等に入園している 園児がいる	園児が亡くなったとき 保護者が亡くなったとき	園に連絡している場合は、手続きは不要です。 お電話等でお知らせください。	教育総務課 こども教育推進係 0985-77-5002		

亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

税	水道	その他
税金の未納がある		納税相談
税金が課税されている		納税通知書等の送付先変更 ・担当係にお尋ねください。
原動機付自転車（125cc以下）、 小型特殊自動車（農耕用・その他）を持っている		名義変更または廃車 ※軽自動車：軽自動車検査協会宮崎事務所 125ccを超えるバイク：宮崎運輸支局 ・身分証明書（免許証等） ・ナンバープレート（廃車の場合）
固定資産（土地、家屋、償却資産）を持っている		相続人代表者の申告 相続登記の手続き（法務局） ・担当係にお尋ねください。
他者名義の固定資産税に係る書類等の送付先になっている		納税通知書等の送付先変更 ・担当係にお尋ねください。
他者名義の固定資産の相続人代表者になっている		相続人代表者の申告 ・担当係にお尋ねください。
未登記家屋を持っている		未登記家屋の名義変更 登記の手続き（法務局） ・戸籍謄本（亡くなった方と相続される方の分） ・印鑑証明書 ・実印
口座振替の登録をしている		口座振替の変更 ※各金融機関へ提出となります 停止のみの場合は役場で手続きします ・口座振替依頼書 ※役場および各金融機関にあります ・口座届出印
上下水道（浄化槽、農業集落排水）の契約者となっている		給水装置使用再開（中止）届 建設課 上下水道係 0985-77-3467
印鑑登録をしている		印鑑登録証の返還 町民課 町民係 0985-77-3466
マイナンバーカードを持っている		返還の必要はありません

その他	墓地を使用している	使用权の承継申請書	・前使用者の墓地使用許可書 ・前使用者との関係がわかる戸籍謄本 ・承継者の本籍の記載のある住民票の写し（承継者が町外者の場合）	町民課 生活環境係 0985-77-3465
	墓地の使用を希望する	墓地使用の相談		
	犬を飼っている	犬の死亡届	・犬の登録鑑札	
	町営住宅に入居している	明渡し届出など	・担当係にお尋ねください。	財政課 管財係 0985-77-2948
	75歳以上のひとり暮らしになる方	ひとり暮らし台帳の登録		福祉保健課 福祉・児童家庭係 0985-77-1114
	タクシー券やおでかけバスカをお持ちの方	タクシー券返却、バスカ喪失案内	・タクシー券	

ご家族があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	受付窓口
------------------------	-----	-------	------

ご家族に関する届出・申請

住所 戸籍	亡くなられた方の戸籍が必要な方	死亡の記載された戸籍ができるまでに2・3週間かかります。お急ぎの方はご相談ください。	・請求者の本人確認書類	町民課 町民係 0985-77-3466
	健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入（74歳以下） ※資格喪失日から14日以内 国民年金の加入（20歳～59歳までの配偶者）	・加入していた健康保険の資格喪失証明書	国民健康保険に関すること 福祉保健課 保健推進係 0985-77-1114
保険 年金	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	新しい資格確認書の交付	・変更前の資格確認書	国民年金に関すること 町民課 町民係 0985-77-3466
	受けられる年金給付がないか、確認とご相談	・遺族基礎年金 ・国民年金死亡一時金 など	・担当係にお尋ねください	町民課 町民係 0985-77-3466
こども	ひとり親に関して受けられる手当・助成等の確認、相談	ひとり親家庭医療費助成 児童扶養手当	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、係にお尋ねください	福祉保健課 福祉・児童家庭係 0985-77-1114

綾町役場

〒880-1392
綾町大字南俣 515 番地

窓口受付時間 午前 **8時45分** ～ 午後 **4時30分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



手続きチェックシート

おくやみ

心よりお悔やみ申し上げます

忘れずにお持ちください

死亡届

死亡の事実を知った日から **7日以内**に届出してください

- 死亡届の届出人は、
1. 親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）
2. 同居者
3. 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人 となっています
- 窓口に来られる方は、葬祭事業者など使用者でも構いません
- 届出に必要なもの
・死亡届と死亡診断書（死体検案書）
（届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています）
・斎場使用料 ※亡くなられた方の死亡時の住所で異なります

火葬許可証・斎場利用許可書

を発行します
斎場に火葬許可証及び斎場利用許可書を必ずお持ちください

死亡に関連する各種手続き

綾町役場町民課へお越しください
※必要な手続きのある係が順に対応します。

「おくやみ窓口」の案内

- ・おくやみ窓口は、ご遺族からの聞き取りなどを通して、亡くなった方に関する役場での手続きを案内する窓口です。
- ・各課の手続き案内書や申請書を準備しています。

必要なもの

<本人確認書類>

役場で手続きの際は、手続きされる方の本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの>

1点で
本人確認
できるもの



- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・障害者手帳 など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証
- ・年金手帳
- ・学生証
- など

<金融機関口座（ご遺族の方名義）>

- ・通帳またはキャッシュカード

各窓口で後期高齢者医療保険料や介護保険料などの還付金が発生した場合の、振り込み先の金融機関口座を確認します

